

内定・内々定をもらったら

■内定・内々定

最終面接に合格したら、企業から内定・内々定の通知があります。基本的には、電話やメールでの通知になりますが、企業によっては郵送(書面)のみでの通知という場合もありますので、連絡方法をしっかりと確認しておきましょう。

内定と内々定は、同じ意味として使われることが多いですが、法的には違いがありますので、トラブルに巻き込まれないよう、それぞれの意味をしっかり理解しておきましょう。



内定と内々定の違い。

1 内定

内定通知により、就労開始予定日からの「労働契約」が成立します。承諾書がある場合は、学生がそれに署名して企業が確認した段階で「労働契約」が成立します。「労働契約」が成立した場合、相当の合理性がなければ、一方的に契約解除(内定取り消し)はできません。

2 内々定

内々定とは、内定による「労働契約」が成立する前の段階を指し、労働契約による拘束関係は発生しません。企業側は、この段階で内々定を取り消しても、損害賠償の義務は原則発生しません。

ただし、内々定の状態は、お互いに不安定な状態なので、企業から「内々 定承諾書」の提出を求められる場合があります。入社をする気がない場合 は、すぐに辞退の連絡をしましょう。また、他社の選考結果を待ってから 返答したい場合や、内々定をキープした状態で就職活動を続けたい場合で も、提出期日までに承諾書を返送する必要があるので注意しましょう。提 出期日までの返送が難しい場合は、速やかに企業に連絡・相談するように しましょう。

■お世話になった人へ報告しよう

希望企業から内定をもらったら、お世話になった人へ忘れずに 報告しましょう。

学校の先生や就職課(キャリアセンター)の担当者、OBOG訪問でお世話になった先輩、面接練習に付き合ってくれた友人など、少しでもあなたの就職活動に関わった人は、きっと気になっているはずです。あなたの内定報告をとても喜んでくれるでしょう。



■ 社会人になるために

内定獲得が就職活動のゴールではありません。内定承諾書の提出や内定式、内定者研修や懇談会など、まだまだ気は抜けません。

常に社会情勢に目を向け、自立した社会人になるための努力を続けましょう!また、 入社する企業のホームページを改めて細かくチェックするなど、入社後すぐに即戦力 になれるよう、企業研究を進めるとよいでしょう。

■在留資格の変更

日本での就職が決まったら、在留資格の変更が必要です。現在の在留資格である「留学」から「人文知識・国際業務」、「技術」など、自分の業務内容に応じた在留資格への変更を行ってください。例年12月頃から受付が開始されます。4月の入社に間に合わせるために、余裕を持って申請しましょう。

●手続きは誰が行う?

「留学」から「就労」の在留資格への変更許可申請は、原則として外国人本人が最寄り の地方出入国在留管理局または同支局か、それらの出張所に出向いて行う必要があり ます。

▶次のページで必要書類などを確認しましょう。

●必要な書類

1 本人が用意するもの

□在留資格変更許可申請書

(※用紙は窓口か、下記URLから入手できます。)

【法務省ホームページ】

「法務省: 在留資格変更許可申請書 |

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html

□写真

□パスポート

□在留カード

□履歴書(※書式自由)

□卒業証明書(※または卒業見込み証明書)

□申請理由書(※任意ですが、書いたほうが審査が通りやすいです。)

2 就職先の企業に用意してもらうもの

□雇用契約書のコピー

(※職務内容や雇用期間、地位及び報酬等が明記されているもの。採用通知書にそ の内容が明記されていれば、採用通知書のコピーでも可。)

□登記事項証明書、決算報告書(損益計算書)の写し

□事業内容が分かるもの(会社案内パンフレットやホームページサイトのプリント アウト等)

□雇用理由書(※仟意)

▲ 必要書類は、企業によって異なる場合があります。

▲ 就職先企業の人事担当者とは密に連絡を取るようにしましょう。

●審査のポイント

- *本人の学歴(専攻課程、研究内容等)、その他の経歴から相応の技術・知識等を有す る者であるか
- * 従事しようとする職務内容からみて、本人の有する技術・知識等を活かせるような ものか
- *本人の処遇(報酬等)が適当であるか
- *雇用企業等の規模・実績から安定性・継続性が見込まれ、さらに本人の職務が活か せるための機会が実際に存在するか

●学校を卒業した後も就職活動を続けたい場合は

大学等を卒業した留学生が、卒業後も継続して就職活動を続けたい場合に「特定活動」 という就職活動のためのビザを取得できる場合があります。

「特定活動(就職活動)」の在留期間は、原則的に「6か月」となっています。しかし、 その期間で就職先が決まらない場合は、さらに1回の更新が可能です。したがって、 最長1年間、「特定活動」の在留資格で就職活動を続けることができます。

必要な書類などは、大学生の場合と専門学校生の場合で異なります。また、配偶者の 有無などによっても対応が異なりますので、特定活動ビザへの変更を希望する場合は、 まずは、学校の就職課(キャリアセンター)に相談しましょう。

【法務省ホームページ】

法務省

「法務省:特定活動9」

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ ZAIRYU HENKO/zairyu henko10 21 10.html



●相談センター

在留資格の変更関連で、何か分からない事や不安なことがある時は、出入国在留管理 庁に相談することができます。

*対面相談(要予約)

外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

【出入国在留管理庁ホームページ】

「在留相談(東京出入国在留管理局)」

http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc_2.1.html



*電話・メール相談

外国人在留総合インフォメーションセンター

【出入国在留管理庁ホームページ】

「インフォメーションセンター・ワンストップ型相談センター等」 http://www.immi-moj.go.jp/info/

